

環境影響評価書案審査意見書

「(仮称)晴海五丁目西地区開発計画」に係る環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)について審査した結果、東京都環境影響評価条例(昭和55年東京都条例第96号)第57条第1項に規定する意見は、下記のとおりである。

東京都知事
舛添 要一

記

第1 対象事業

- 代表する事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名称：東京都
代表者：東京都知事 舛添 要一
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
- 対象事業の名称及び種類
名称：(仮称)晴海五丁目西地区開発計画
種類：住宅団地の新設
- 対象事業の所在地
東京都中央区晴海五丁目地内

第2 意見

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、環境影響評価書を作成するに当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるべきである。

【大気汚染】

建設機械の稼働に伴う二酸化窒素の評価において、予測結果は環境基準値以下であるとしているが、その値は環境基準値と同値であることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【大気汚染、騒音・振動共通】

工事用車両の走行に伴う大気質濃度及び道路交通騒音について、本事業による増加分はわずかであるとしているが、工事用車両の走行ルート沿道には、教育施設や福祉施設等があることから、更なる環境保全のための措置を検討し、より一層の環境負荷の低減に努めること。

【日影】

等時間日影図によれば、計画建築物の建設に伴い、冬至日において隣接する学校予定地の一部に最大6時間の日影が及ぶと予測していることから、日影の調査地点を追加し、天空写真により当該学校予定地の日影時間を把握するとともに、学校設置者に情報提供を行うなど、できる限り日影の影響に配慮するよう努めること。

【風環境】

環境保全のための措置において、予測に用いた防風植栽以外にも中高木を植栽し、防風効果を高める計画としていることから、これを確実に行うなど、風環境の改善に努めること。

また、事後調査において、防風対策の効果を確認するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること。

【景観】

建物の詳細なデザインや色彩等が明らかにされておらず、地域住民による景観への影響の懸念も示されていることから、今後、詳細なデザインや色彩等を決定するに当たっては、地域住民等の意見を反映するよう努めること。